

## 市第 107 号議案

## 港湾施設の指定管理者の指定

次のように港湾施設の指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

区 分	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
物流等関連施設	中区山下町2番地	財団法人横浜港埠頭公社 理事長 金田孝之	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
大さん橋	西区北幸二丁目9番14号	相鉄企業株式会社 代表取締役社長 石井公一	同
臨港パーク等関連施設	西区みなとみらい一丁目1番1号	株式会社横浜国際平和会議場 代表取締役社長 小堀卓	同
港湾関係厚生施設	中区山下町279番地の1地先	社団法人横浜港湾福利厚生協会 会長 藤木幸夫	同
日本丸メモリアルパーク	西区みなとみらい二丁目1番1号	帆船日本丸記念財団・JT B 法人東京共同事業体 代表者 財団法人帆船日本丸記念財団 会長 岡本坦	同
横浜港シンボルトワー	東京都中央区日本橋本町3丁目3番6号	商船三井興産株式会社 代表取締役社長 喜多澤昇	同
八景島	金沢区八景島	株式会社横浜八景島 代表取締役社長 布留川信行	同

(備考)

この表における「区分」とは、横浜市港湾施設使用条例(昭

和24年 9 月横浜市条例第49号 ) 別表第 1 に規定する一の指定管理者に管理に関する業務を行わせる港湾施設の区分をいう。

### 提 案 理 由

物流等関連施設等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

帆船日本丸記念財団・JTB 法人東京共同事業体の構成  
員

1 西区みなとみらい二丁目 1 番 1 号

財団法人帆船日本丸記念財団

会長 岡 本 坦

2 東京都新宿区西新宿 3 丁目 7 番 1 号

株式会社 JTB 法人東京

代表取締役 川 村 益 之  
社 長

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）